

2012

9/4 西日本

## 議会基本条例案 市民の意見募集

は30日、議会活性化のための原則や理念を定めた議会基本条例案を発表した。20日までパブリックコメントを募集し、暫定条例案に提案する予定。

議会ホームページ(HP)などで公開される中、県の政策を悉く踏まえで議会に説明するため、これまでに「原点など」が特色だとされる風などが特徴だとさう。県民に情報を発信する。

2/4 朝日

## HPで議員の賛否公表

将来は本会議を一年中

## 知事が議員に反問OK

## 県議会基本条例案意見募る

県議会は、議会や議員の根本的な役割を位置づける「議会基本条例」の制定に向け、県民からの意見募集を始めた。条例案には、採決にあたって各議員の賛否を公表したり、広報に関する委員会を作ったりして県議会の情報公開を進める規定を盛り込んでいる。議会基本条例はすでに16道府県で施行されている。条例案は9章26条からなり、本会議での各議員の賛否の結果を、県議会のホームページなどで公表するほか、県政課題や県議会の活動を説明する委員会を作り、県民が県議会での議論を検証できるものとする、といふところ。

対する答弁だけをしつこく採用する事が、逆に議員へ質問する「反問権」も踏み、活発な議論を惹きつけよう。

論を想ひぬべし。  
条例案を議論するの一環で  
→ (http://www.pref.  
nagasaki.jp/gkai/public/)  
ドクターフレーム。黙止  
も譲るが、各振興局でも問題  
もある。意見を今度も申す  
と無理やつて、メールで  
送る。題は和歌山県議会事  
務局 (○和歌山・和歌浦・和歌  
山)。